

事 務 連 絡
平成 26 年 5 月 1 日

各

都道府県
指定都市

 精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う精神科病院の管理者による地域援助事業者の紹介について

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり平成26年4月30日付け老高発0430第1号、老振発0430第1号、老老発0430第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知により各都道府県介護保険担当主管部（局）長宛て通知されましたので、お知らせいたします。

つきましては、介護保険担当部局と連携の上、精神科病院の管理者による地域援助事業者の紹介等、医療保護入院者の退院促進に向けた取組が円滑に行われるよう、貴管下の医療機関や関係団体等に対し、周知方よろしく願いいたします。